

令和四年度第九回（十二月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和4年度諫早市農業委員会 第9回総会議事録

1 開催日時 令和4年12月26日(月)開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-2会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 3番 中尾貞治 4番 久本純造

5番 立森和富 6番 前田貞松 7番 中川一範

8番 松尾正晴 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

12番 松本秀徳 13番 陣野昭則 14番 山口廣三

15番 澤久 進 16番 周防克己 17番 池田武弘

18番 野副栄治

4 欠席委員 (2人) 2番 久保 繁 11番 中島康範

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第4号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 宇野和利 次 長 増山義洋 主任 半田智也

事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和4年度 諫早市農業委員会 第9回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番・久保繁委員、11番・中島康範委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に9番・長谷川博委員、13番・陣野昭則委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、諫早地区、本明町の農地2筆、計1,095㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は22,698㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、小栗地区、土師野尾町の農地1筆、1,697㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,466.58㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されています。また、農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の事業所から申請地までは車で約30分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

3番、小野地区、赤崎町の農地1筆、3,410㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は14,510㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、

通作距離に問題は無いと思われます。

4番、有喜地区、中通町の農地1筆、372㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,141㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に10年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、長田地区、中田町の農地1筆、1,511㎡について、耕作に便利のため、代物弁済とする申請です。権利取得後の農地面積は4,763㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に59年従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約6分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆、計3,404㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,608.74㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、256㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,952㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に25年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、高来地区、高来町船津の農地3筆、計3,851㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,466.58㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されています。また、農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、譲受人の事業所から申請地までは車で約20分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、小長井地区、小長井町大搦の農地1筆、708㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,466.58㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されています。また、農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、譲受人の事業所から申請地までは車で約35分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、小長井地区、小長井町田原の農地4筆、計4,315㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は12,339㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械を所有されております。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われまます。議案第1号については、以上となっております。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、玉ねぎ・大根等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ハナシバ、梅を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、4番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、バレイショを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、代物弁済を受ける農地において年間を通し、ブロッコリー等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。この件は代物弁済ということですが、譲受人と譲渡人との間に金銭の貸借があったものを、土地として返済するという説明がありました。また、この農地については、たまたま私が土地改良区の理事長をしていますので、改良区内の農地だとわかりました。そして、行政書士から私にはちゃんと連絡がありまして、登記が完了次第、譲受人から土地改良区へ連絡をするということでした。この件については、しっかりと処理が出来ていたとは思いますが、今後、土地改良区内の農地の所有権移転については、事務局で把握できれば、事前に土地改良区へ連絡をした方がいいのではないかと思います。今後の配慮をよろしくをお願いします。
- 議 長 事務局から何かありますか。
 事 務 局 今後については、登記簿等で確認して事務を進めて参りたいと思います。
- 議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、6番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、バレイショ・白菜等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番と8番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、バレイショ・白菜等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 委 員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ハナシバ、梅を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、9番と10番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ハナシバを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれに

も該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、いも・大根等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。

委員 先程の2番や8番、それとこの9番については、譲受人がハナシバや梅を栽培するとのこと。基本的には農地所有適格法人でありますので、反対とかそういう訳ではないのですが、ハナシバと梅を広範囲で栽培してどうするつもりなのでしょうか。ここも太陽光発電施設にするのではないのでしょうか。

事務局 この譲受人は、今後、営農型太陽光発電施設を設置する計画となっております。現時点においては、具体的にどのような配置にするかはわかりませんが、まずは梅を植栽して、その間に営農型太陽光発電施設を設置し、その下でハナシバを栽培する予定と聞いております。

委員 譲受人は、私の地区でも営農型太陽光発電施設を設置して、その下でハナシバを栽培しております。今後の営農状況をしっかりと見ておきたいと思います。

委員 譲受人は、私の地区でも営農型太陽光発電施設を設置して、その下でハナシバを植栽しております。営農型太陽光の高さは2mくらいありまして、現地を確認に行きましたら、光は十分に入っている状況です。直射日光が当たらないだけでなので、あれだったら梅でも十分育つだろうという感触を受けています。それから、申請があがっているところは、ほとんどが耕作放棄地ですので、きれいにするのであれば良いことではないでしょうか。ただ、経営として成り立っていくかどうかは、譲受人の腕次第ではないでしょうか。こちらからやめなさいとは言えないので、まずは許可をするしかないと思います。

委員 耕作放棄地の解消ということでは悪いことではないのですが、営農型ということでもありますので、営農として成り立っていかないといけないと思います。成り立っていないということであれば、普通の太陽光発電をやれば良いことです。今後、営農として成り立っていくかを、年度ごとの事業報告書で収益性等をみていってはどうかと思います。ただ、営農として成り立っていないとなった時に、今後の許可を出すのか出さないかを判断したらどうかと思います。

事務局 営農型太陽光発電施設につきましては、下部の営農が主ということになりますので、一時転用の申請をする時には10か年の営農計画を添付してもらいます。その営農計画が適正かどうかということ、次の更新の時に判断していただくことになろうかと思います。また、毎年、報告書を提出する義務があります。計画どおりの収量や販売ができていなかった場合は、営農自体に問題があるのではないかとということで、営農者が随時改善していかなければならないと思いますが、営農に問題があるということになれば、農業委員会は一時転用を取り消すこともできるとなって

います。しかしながら設備投資にかなりの金額をかけており、取り消すことができるといっても軽々に取り消すことは難しいと思いますので、やはり営農を主体的に考えていただかないといけないと思います。先程、委員さんからも発言があったように営農をしないのであれば、通常の転用申請で太陽光発電施設を設置すればいいだけなので、今後の営農状況をみていただければと思います。また、営農型太陽光発電施設が設置された農地については、利用状況調査の対象にもなりますので、各地区の委員さん方におかれましては、下部の営農状況をよく見ていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 それでは、各地区の委員さん方は、今後の営農状況をよくみていただきたいと思います。ほかにご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、9番と10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、9番と10番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第2号) 事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、小川町の畑1筆278㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっており、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、水道管・下水管の2管が通る道路に接し、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等がある農地であるため第3種農地に該当しております。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。被害防除計画についてですが、切土を最高1.5m施し、擁壁を設置し被害の発生が無いようにします。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道に接続する計画です。隣接する農地は無く、資金については融資証明及び残高証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、有喜地区、有喜町の畑1筆270㎡の農地について駐車場用地4台分とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。法面部分等を除いた有効利用面積は203㎡となります。譲受人ですが、普通自動車2台、軽自動車3台、バイク3台を所有しており、自宅の駐車場では狭く、勤務先に置かせてもらっていません。いつまでも置かせてもらわけないことや来客時に駐車スペースがなくて困っているとのことで、駐車場用地に転用するものです。申請地については、造成はなく整地を施し、斜面側に落下防止の車止めを設置し利用します。雨水については自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

3番、有喜地区、早見町の畑1筆751㎡について、住宅用地（一般住宅）とす

る転用申請で、区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。法面部分等を除いた有効利用面積は458.58㎡となります。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、進入路確保のためと国道からの雨水の浸水被害を防止するために、隣接道路並みの高さまで盛土を最高3.3m施します。法面には土砂等の流失を避けるため、コンクリート擁壁や石積を施します。雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明書及び残高証明書で確認しています。

4番、長田地区、西里町の畑2筆257.44㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、切土を最高0.6m行い、切土面には擁壁を設けます。雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置し同じく道路側溝へ放流する計画となっております。隣接農地は無く、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番、森山地区、森山町唐比北の畑1筆272㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、切土を最高0.3m行い、土留め工事を行います。雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道に接続する計画となっております。隣接農地は無く、資金については融資証明書で確認しています。

6番、飯盛地区、飯盛町里の畑1筆40㎡について、駐車場用地2台分とする転用申請で、区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請者は申請地の横で食品加工業を営んでおり、ペットフードの生産を行っております。近年のペットブームで需要は増加しており、商品の積み込みや来客用の駐車場が足りないとのことで申請に至りました。申請地ですが、整地を行い、ほぼ現状のまま駐車場として利用します。雨水については自然流下となっております。隣接農地は無く、資金については通帳の写しで確認しています。

7番、小長井地区、小長井町遠竹の畑2筆、1,368㎡に、併用地の原野1筆639㎡を合わせた計2,007㎡を、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは324枚設置し、フェンス区域面積は982㎡、売電単価は18円となっております。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成をせず現状のまま利用し、雨水の流下対策としてパネル下に縦2,500mm、横4,800mm、深さ200mmの調整池を17箇所設置します。また、南側の

フェンス際に幅500mm、深さ500mmの素掘りの側溝を施し雨水を浸透させながら自然流下させます。さらに、南側には隣地との緩衝地も設けており被害の発生が無いようにします。資金については残高証明書で確認しています。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小栗地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。次に、2番と3番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、5番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
議長 長 次に、6番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 長 6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
議長 長 次に、7番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 長 7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 長 ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。
議長 長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第3号) といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。
1番、小野地区、小野町の農地1筆、758㎡について、農業経営規模拡大を行うため使用貸借6年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻・麦の生産を主体に経営されています。
2番、小野地区、小野島町の農地1筆、891㎡について、農業経営規模拡大を行うため貸借6年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻・麦の生産を主体に経営されています。

3番と4番は借受人が同一の案件です。

3番、小野地区、小野島町の農地4筆、計6,900㎡、

4番、小野地区、小野島町の農地1筆、246㎡、計5筆7,146㎡について、農業経営規模拡大を行うため賃貸借6年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻・麦の生産を主体に経営されています。

5番から7番は借受人が同一の案件です。

5番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,526㎡、

6番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,120㎡、

7番、有喜地区、早見町の農地2筆、1,351㎡、計4筆3,997㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、バレイシヨの生産を主体に経営されています。

8番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、計3,751.18㎡について、農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻・麦の生産を主体に経営されています。

9番と10番は譲受人が同一の案件です。

9番、小野地区、赤崎町の農地2筆、計2,877㎡、

10番、小野地区、赤崎町の農地2筆、計1,612㎡、計4筆4,489㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、水稻・麦の生産を主体に経営されています。

11番、小野地区、赤崎町の農地1筆、3,195㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、水稻・麦の生産を主体に経営されています。

12番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、計3,095㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、バレイシヨ・人参の生産を主体に経営されています。

13番と14番は譲受人が同一の案件です。

13番、高来地区、高来町泉の農地1筆、310㎡、

14番、高来地区、高来町泉の農地1筆、1,724㎡、計2筆2,034㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申出です。申出人は、水稻・そば等の生産を主体に経営されています。

以上、1番から14番の申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。議案第3号の1番から14番については、以上となっております。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から4番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から4番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
ご異議がないようですので、1番から4番は、申出どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次の議案第3号の5番から7番は、5番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番委員の退席を求めます。
(5番委員退席)
- 議 長 5番から7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番から7番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番から7番は、申出どおり許可することに決定いたします。
5番委員の入場を求めます。
(5番委員・入場→着席)
- 議 長 続きまして、8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、8番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、8番は、申出どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次の議案第3号の9番と10番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。
(12番委員退席)
- 議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申出どおり許可することに決定いたします。
12番委員の入場を求めます。
(12番委員・入場→着席)
- 議 長 続きまして、11番から14番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、11番から14番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、11番から14番は、申出どおり許可することに決

定いたします。

(議案第3, 4号) 続きまして、関連がありますので、議案第3号の15番から35番、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の15番、小野地区、小野町の農地3筆、計2, 077㎡を、議案第4号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻・麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の16番、森山地区、森山町田尻の農地9筆、9, 508. 56㎡、

議案第3号の17番、森山地区、森山町田尻の農地4筆、4, 288. 65㎡、

議案第3号の18番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、2, 312㎡、

議案第3号の19番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1, 780㎡、

合計17筆、17, 889. 21㎡を、議案第4号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻・麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の20番、森山地区、森山町田尻の農地3筆、4, 389㎡を、議案第4号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻・麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の21番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、2, 249㎡、

議案第3号の22番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2, 126㎡、

議案第3号の23番、森山地区、森山町田尻の農地5筆、4, 143. 42㎡、

議案第3号の24番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1, 597㎡、

議案第3号の25番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1, 169㎡、

議案第3号の26番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2, 280㎡、

議案第3号の27番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、2, 158㎡、

合計14筆15, 722. 42㎡を、議案第4号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻・麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の28番、森山地区、森山町田尻の農地4筆、4, 420㎡、

議案第3号の29番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2, 258㎡、

議案第3号の30番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、2, 065㎡、

議案第3号の31番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1, 180㎡、

合計8筆9, 923㎡を、議案第4号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻・麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の32番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、3,951.17㎡を、議案第4号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻・麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の33番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、3,966㎡を、議案第4号の7番に使用貸借10年で新規に設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻・野菜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の34番、飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆、3,107㎡を、議案第4号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ショウガ、里芋等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第3号の35番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、704㎡を、議案第4号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリー、レタスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第4号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,292㎡、

飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、2,116㎡、合計3筆計3,408㎡について、議案第4号の10番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、野菜の生産を主体に経営しており、経営移譲をするために、父から子に権利設定の変更を行うものです。契約内容は、賃貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である5年10か月となっています。

以上、議案第3号の15番から35番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第4号議案の1番から10番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。説明は、以上となります。

議長 議案第3号の15番から35番、議案第4号の1番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第3号の15番から35番を許可し、議案第4号の1番から10番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号の15番から35番を許可し、議案第4号の1番から10番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から2件、小栗・小野地区から1件、本野地区から1件、有喜・森山地区から1件、多良見地区から1件、小長井地区から1件、合計7件の届出が出ております。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から2件、有喜地区から2件、長田地区から1件、森山地区から4件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、合計11件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区、長田地区、高来地区の各1件が売買するため、小野地区のもう1件と有喜地区の2件が耕作者を変更するため、森山地区の4件が農地中間管理機構に貸し付けるため、飯盛地区の1件が自ら耕作を行うためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、真津山地区、真崎町の畑1筆456㎡を、貸駐車場用地20台分とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、福田町の畑2筆705㎡を、住宅用地、貸家2棟にする贈与の届出です。

2番、諫早地区、泉町の畑2筆321㎡を、併用地の宅地と併せて住宅用地、分譲宅地3区画にする売買の届出です。

3番、諫早地区、栄田町の畑1筆633㎡を、住宅用地、分譲宅地2区画にする売買の届出です。

4番、小栗地区、平山町の畑1筆754㎡を、住宅用地、貸家2棟にする売買の届出です。

5番、小栗地区、鷺崎町の畑1筆237㎡を、住宅用地、一般住宅にする売買の届出です。

6番、真津山地区、久山町の田1筆199㎡を、貸駐車場用地5台分にする売買の届出です。

7番、多良見地区、多良見町木床の畑1筆329㎡を、住宅用地、一般住宅にする遺贈の届出です。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長

長

なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長

長

以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可 10件。

議案第2号 農地法第5条許可 7件。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 35件。

議案第4号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 10件。

以上、審議件数は、全部で62件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度諫早市農業委員会第9回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____